

労働相談

です



**コロナ禍で雇用や休業補償でお困り方
労働者に関することに相談員がお応えします**

秘密厳守

- 労働組合で経験豊かなスタッフが相談をお受けします。お電話ください。
- 一人で悩まず、お電話ください。働く者に立ち、親身にお答え一緒に解決します。

1人で悩まずに
お気軽に
相談ください

悩む前に・・・
まず相談!

長時間労働・シフト契約
あなたの働き方大丈夫ですか?

安心して働きたい 続けたい

コロナ解雇・雇い止め・休業不払いに対抗できる相談室!

12月1日 (水) ~ 14日 (火)

午前10時 ~ 午後6時

新社会党中央本部

電話 03 (6380) 9660

FAX 03 (6380) 9963

メールアドレス honbu@sinsyakai.or.jp

あなたと向き合い、本音で語り合います（無料相談）

—高校生・学生やパートタイマーの皆さん—

コロナ禍で解雇・雇い止め・休業補償の支払いがない
問題でお困りでしたら相談ください

専門スタッフが対応します

◆突然解雇すると 言われ困っていませんか？

使用者は、合理的理由がない限り、労働者を解雇できません。解雇すべき合理的理由がない時は、解雇権おら濫用したとして解雇は無効であるという判例が確定しています。

理由を確かめ、納得できないときには、はっきり断りましょう。

◆残業代は支払われて いますか？

「外回りだから、年俸制だから残業代が付かない」と言われていませんか？会社が労働時間を管理できているときは残業代を支払わなければなりません。

退職したのに辞めさせない悪質企業もあります。ご相談ください。

◆イジメやセクハラ労働災害に あっていませんか？

イジメ、セクハラは決して許されることはありません。泣き寝入りせずにご相談ください。そのため、うつ病になったりすることは会社の責任です。仕事でケガや病気になるのは会社の責任です。労災の治療費は無料、休業期間の賃金も保障されます。健康保険などを使って治療させることは違法で、詐欺罪にもなります。

◆シフト契約悩んで いませんか？

労働者が入社すれば、会社と雇用契約書を交わします。そこに落とし穴があります。労働時間を記載せず「シフトによる」とだけ書かれた契約をしていませんか？会社の手の平で、勤務時間が決められ、不安定収入、奴隷契約に他なりません。労働基準法に照らし雇用契約でなければいけません。

◆請負・派遣トラブルは ありませんか？

契約期間の途中打ち切りや労働条件の反故は法律違反です。違反した企業は、罰せられ、損害賠償を求めることができます。派遣だから失業保険は付かないと言われていませんか？相談してください。

休業支援金の給付、会社の協力なくとも大丈夫な、新基準がつけられます。新型コロナウイルス感染拡大の影響で仕事が休みとなり、収入が途絶えた人に支給される国の「休業支援金・給付金」の利用が伸び悩んでいます。

支給拡大に向けた新たな運用基準をつくり、支給の前提となる「会社の協力」が得られない場合でも、休業前の勤務実態などを踏まえ、労働局が支給を認める方向に進んでいます。

休業支援金の受給には、会社の指示で休んだことなどを会社側に認めてもらう必要があります。しかし、会社側が協力を拒否、受給できない事例が相次いでいます。休業支援金の給付は緊急の課題です。ご相談ください。

